

みんなで学ぼう! 公的年金 vol.4

国民年金と厚生年金の仕組み

日本の公的年金には、20歳から60歳未満の全ての国民が加入する「国民年金」(基礎年金)と、会社員や公務員などが加入する「厚生年金」があります。



・日本の公的年金は二階建て・



一階部分

日本に住んでいる20歳以上のすべての人が加入
国民年金 (基礎年金)

二階部分

会社員、公務員が加入
厚生年金

ライフスタイルによって変わる年金

日本の公的年金制度では、働き方や暮らし方に応じた制度に加入することになります。加入する年金や保険料は以下のとおりです。

国民年金

第1号被保険者

自営業、学生、働いていない人など

保険料納付月額
16,610円
(R3年度)

第3号被保険者

専業主婦など
保険料の負担はありません。(第2号被保険者全体で負担します)

年金受給額 (基礎年金)

65歳から
月約65,000円
(R3年度) (満額支給の場合)

国民年金は、保険料を納めた期間などに応じて計算された年金を受け取ることができます。

厚生年金

第2号被保険者

公務員、会社員など
保険料は収入に応じて変わります。(国民年金保険料は厚生年金保険料に含まれます)

年金受給額 (基礎年金+厚生年金)

65歳から
月約148,000円
(H30年度末平均)

厚生年金は、保険料を納めていた期間と、働いていた時の給料に応じて計算された年金を国民年金に上乗せして受け取ることができます。



年金制度についての詳しい内容は、日本年金機構のサイトでご確認いただけます。



お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812